

非違事例勉強会

～的確な保稅業務の遂行を目指して～

平成27年度
監視部保稅地域監督官

説明内容

- ◆ はじめに
- ◆ 自主管理とは(社内管理規定を含む)
- ◆ 貨物管理者(倉主)について
- ◆ 保税業務とは
- ◆ 内部監査について
- ◆ 保税蔵置場の許可
- ◆ 処分について(処分基準・非違と事故)
- ◆ 非違の発生割合・態様(事故内容を含む)
- ◆ 処分の流れ(基本通達・非違点数の算出方法)
- ◆ 具体的な非違点数の算出例
- ◆ 事前検討事例(検討内容を含む)
- ◆ おわりに(基本動作)

はじめに

▼ **保稅**という言葉については、關稅法上、特に定義はありません。

広辞苑によると、「**關稅の賦課が保留されている状態**」との説明がされています。

しかしながら、輸入貨物が再輸入免稅適用貨物である場合のように、必ずしも關稅や内國消費稅が課される訳ではなく、徴収すべき稅が存在しない輸入貨物が多いのも事實です。

▼ **保稅**の意義については

輸入貨物について

- ・ 本邦到着から輸入の許可を受けるまでの間の

輸出貨物について

- ・ 輸出許可済貨物を外國貿易船等に船積みまでの間の

これらの外國貨物に関する各種取扱いや規制等を「**保稅制度**」と総稱していると言われています。

▼ 以前から、「**保稅は關稅法の原点**」と呼ばれていましたが、社會情勢の変化に応じて、AEOの推進や輸出貨物の搬入前申告制度の導入といった規制緩和などにより、「**關稅法の原点**」という意味合いがやや薄れてきたことは否めません。

しかしながら、円滑な稅關行政を遂行し、水際での取締りを効果的かつ効率的に実施するため、**保稅制度が必要不可欠な制度である** ことに変わりはありません。

關 稅 法

保 稅 制 度

關稅法の改正や規制緩和が如何に進んでも、「**基本は保稅**」です。

1 自主管理とは

【自主管理の基本的な考え方】

- 税関は
倉主の皆様が、
 - ・ 関税関係法規のルールを遵守するという信頼感を持ち、
 - ・ 保税地域内に搬出入される貨物及び蔵置される貨物の
保税手続上の管理が倉主によって自主的、かつ的確に行われる
ことを期待しています。
- 倉主の皆様は
自己の責任を自覚し、ルールに従い、保税手続を自主的に処理することになります。

税関と倉主との
信頼・協力関係
が大事

つまり、自主管理において、

- ◆ 倉主は、上記の基本的な考え方に基づいて、
 - ・ 搬出入、取扱い等の貨物管理を適正に行い、それらの事実を迅速、かつ、的確に記帳することになります。
- ◆ 税関は、事後又は臨時的において、
 - ・ 倉主が記帳した内容を点検し、
 - ・ 倉主が自ら定めたルールに沿った貨物管理状況の的確性を確認します。

2 自主管理と社内管理規定(CP)

- 自主管理制度において、
貨物管理者は、自ら策定したルールに沿って、搬出入、取扱い等の貨物管理を適正に行い、それらの事実を迅速、かつ、的確に記帳することになります。



◆ CP (Compliance Program: 貨物管理に関する社内管理規定)

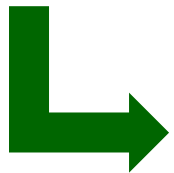
■ CPの目的(基本通達34の2-9)

- ・ 保税地域の企業内における 適正な貨物管理体制を確保し、
- ・ もって関税法その他関係法令に規定する 税関手続きの適正な履行を確保
する観点から、
- ・ 社内管理規定を整備することになっています。

3 貨物管理者(倉主)とは

■貨物管理者(倉主)とは、

- ・ 性善説に基づき、
 - ・ 自らの名において 貨物保管の受寄託契約を貨主と取り交わし、
 - ・ 関税関係法令の各規定を遵守しつつ、
 - ・ 自己の責任により適正な貨物管理(搬出入時の対査確認、蔵置管理)を行い
 - ・ 保税台帳に法令が求めている項目を迅速、確実に記帳する者
- とすることができます。



① 許可保税地域(蔵置場、工場、展示場及び総合保税地域)

⇒ 被許可者 ⇒ 貨物管理者(倉主)

② 指定保税地域

⇒ 貨物を管理する者(法第41条の2) ⇒ 貨物管理者(倉主)

4 貨物管理者(倉主)について

- 関税法は、倉主に関して、記帳義務（法第34条の2）、業務遂行能力等の許可要件（法第43条）、収容能力の増減等（法第44条）、亡失貨物に係る関税納付義務（法第45条）及び処分（法第48条）等を定めており、貨物の搬出入時の立会い及び在庫管理を義務とした明文の規定を置いていません。

これは、「貨物の搬出入及び在庫状況の事実が化体しているのが「保税台帳」であり、倉主に記帳義務を課すことで貨物の状況が明らか」となり、関税法の予定する適正な貨物管理を確保しうるとの考え方によるものです。



それで、「記帳義務違反が多い」ということになるんですね。

5 保税業務とは

- ▼ 保税業務を定義するとすれば、倉主が **CPに基づいた適正な貨物管理** を行うとともに、例えば、収容能力が増加する場合における届の提出など、関税法が求める必要な税関（保税）手続きを的確に行うことと言えます。
- ▼ したがって、上記の貨物管理や手続きが不適切だった場合において、その行為が **関税法の規定に違反している場合、つまり、法令違反であると認められる場合** には、法第48条第1項による処分（搬入停止、許可の取消し）が行われることになります。

6 内部監査について ①

■内部監査の目的

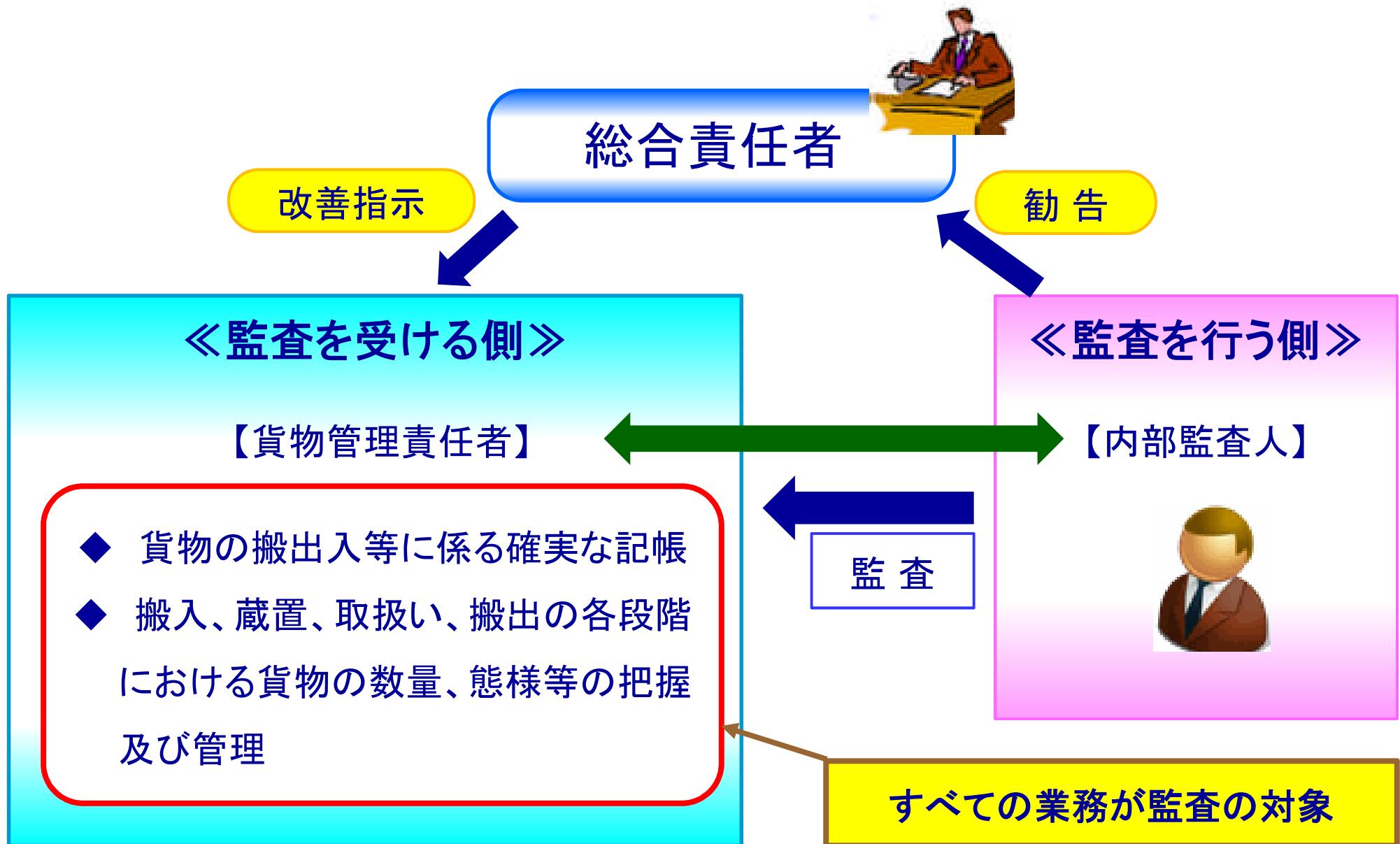
◆基本通達34の2－9(社内管理規定の整備)

(7)評価・監査

- ・ 社内管理規定の諸手続きが厳格に遵守され、かつ、実施することを確認するため、
- ・ 内部監査人による定期的評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実行性の評価改善のための勧告を行う体制を整備する。
- ・ なお、内部監査人による評価・監査は、原則として毎年実施し、評価・監査の都度、その結果を税関に提出する。



7 内部監査について ②



8 保税蔵置場の許可 ①

【保税蔵置場の許可要件(関税法第43条)】

税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、保税蔵置場の許可をしないことができる。

- ① 前条第1項の許可を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)が保税地域の許可を取り消された者であって、その取り消された日から3年を経過していない場合
- ② 申請者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していない場合
- ③ 申請者がこの法律以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない場合
- ④ 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第204条(傷害)、第206条(現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の2第1項(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)若しくは第247条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない場合

9 保税蔵置場の許可 ②

【保税蔵置場の許可要件（関税法第43条）】

税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、保税蔵置場の許可をしないことができる。

- ⑤ 申請者が暴力団員等である場合
- ⑥ 申請者が前各号のいずれかに該当する者を役員とする法人である場合又はこれらの者を代理人、支配人その他の主要な従業者として使用する者である場合
- ⑦ 申請者が暴力団員等によりその事業活動を支配されている者である場合
- ⑧ 申請者の資力が薄弱であるためこの法律の規定により課される負担に耐えないと認められる場合その他保税蔵置場の業務を遂行するのに十分な能力がないと認められる場合
- ⑨ 前条第1項の許可を受けようとする場所の位置又は設備が保税蔵置場として不適當であると認められる場合
- ⑩ 前条第1項の許可を受けようとする場所について保税蔵置場としての利用の見込み又は価値が少ないと認められる場合

10 保税蔵置場の処分

法第48条)

税関長は、次の各号の **いずれかに該当する場合** においては、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。

通称、ヨンパチ処分と称しています！



① 被許可者、役員及びその他の従業者等が 保税蔵置場の業務についてこの法律の規定に違反したとき（1号処分）

② 被許可者が許可要件（法43条第2号から10号）に該当することとなったとき（2号処分）

11 保税蔵置場の処分基準(基本通達48-1)

▼ 保税蔵置場について、法第48条第1項の規定に基づく処分を行う場合は、関税法基本通達48-1(保税蔵置場に対する処分の基準等)に沿って行うことになる。

① 法48条第1項第1号に基づく処分

処分対象 ⇒ 法令違反があった保税地域に限る

② 法48条第1項第2号に基づく処分

イ 法第43条第2号又は第6号(同条第2号に該当する者に係るものに限る。)に該当することとなった場合

処分対象 ⇒ 被許可者が許可を受けている全ての許可保税地域

ロ 法第43条第3号から第10号までのいずれかに該当することとなった場合(上記イに該当する場合を除く)

(イ) 9号又は10号に該当 処分対象 ⇒ 法令違反があった保税地域に限る

(ロ) (イ)以外の号に該当 処分対象 ⇒ 全ての許可保税地域

12 指定保税地域の場合

【指定保税地域の場合】

従来、指定保税地域は、地方公共団体等が埠頭、施設等を所有し、適正に管理・運営されるという前提のもとで、貨物管理者に対する規制を最小限のものとするため、処分規定を設けていなかった。

しかし、国際テロの未然防止、社会悪物品の水際阻止等の観点から、他の保税地域と同様に、関税法の規定に違反するようなことがあった場合は的確に処分することとしたものである。（⇒貨物管理の実態も蔵置場と同様な態様であったことも理由）

具体的には、**平成17年度関税改正により、新たに法41条の2を設け、**

「指定保税地域の業務について、貨物管理者等が関税法の規定に違反した場合には、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物の搬入を停止させる」

ことを可能とした。

◆ 指定保税地域は財務大臣の指定となっているため、許可がない。

⇒ 許可要件がないため、**法48条第2号処分はない！！**

【注意事項】

指定保税地域における搬入停止処分は、一つの指定保税地域で同一の貨物管理者が管理している

「CY、市営上屋等の指定保税地域のすべてが対象」
となりますので注意願います！！

13 非違と事故

保稅部門においては、「非違」と「事故」を分けて取扱っています。

- 「非違」とは、保稅業務に関して、例えば、記帳義務に違反した行為など、「関稅法の規定に違反した行為」のことを指すこととしています。
- 「事故」とは、内貨の誤搬出など貨物管理が不適切だった場合、又は 災害や保稅運送中の亡失があった場合などを指すこととしています。
- ただし、「非違」と「事故」の内容が同じような場合においても、発生時の状況や原因等を調査した結果、「非違」又は「事故」のいずれかに該当することになりますが、「事故」となった場合においても、誤搬出事案が頻発するような許可保稅地域については、「業務遂行能力がない」として、法第48条第1項第2号による処分が行われる可能性がありますので留意願います。

14 非違の発生割合・態様(H26事務年度)

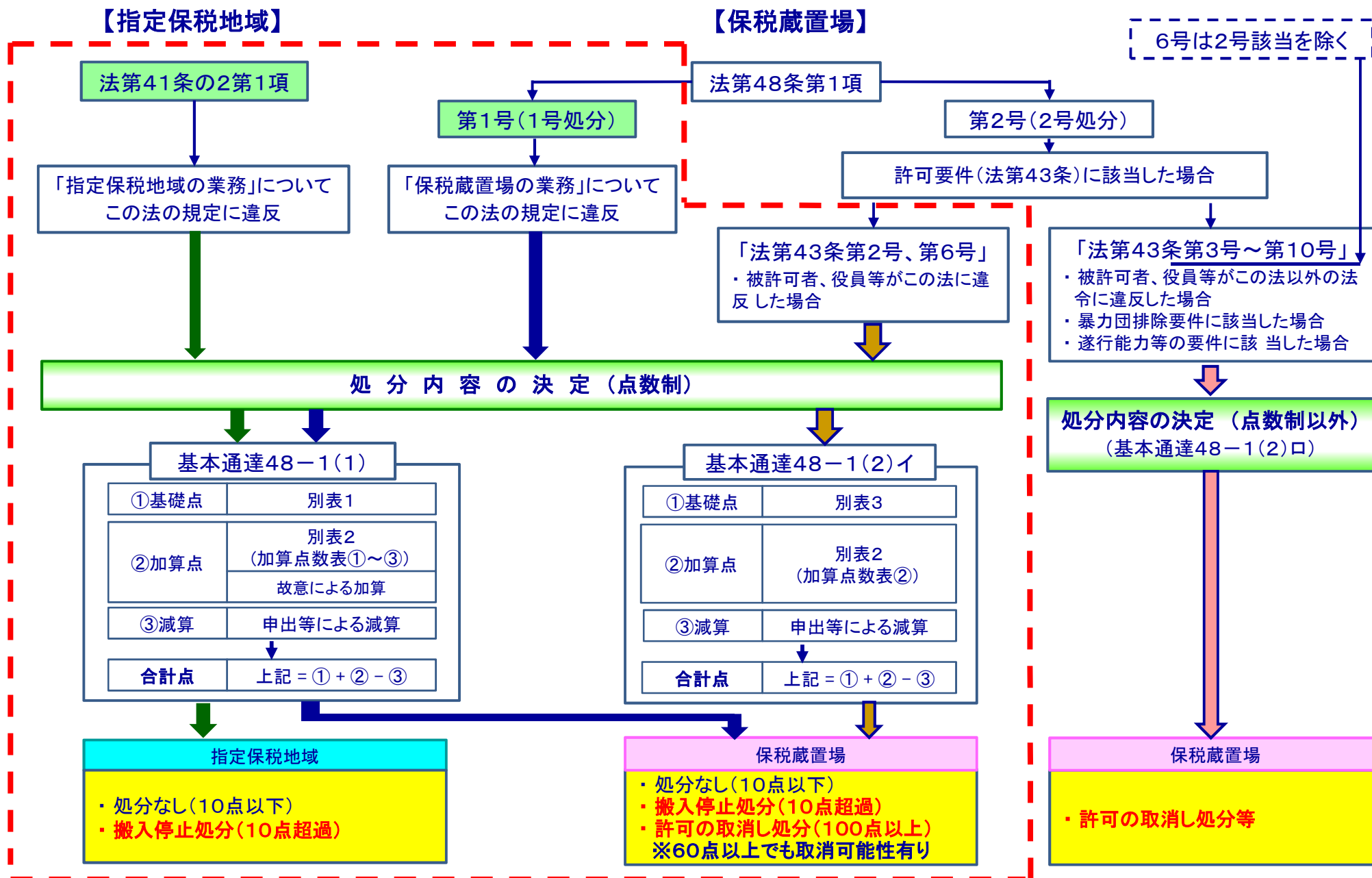
NO	非違の態様	割合(%)	非違の内容
1	記帳義務違反	80.0	● NACCS管理資料を保税台帳としている者が当該管理資料の取得を失念したもの、また、的確なNACCS業務の登録を失念したため、管理資料に反映されなかったもの。 ● 外国貨物を内国貨物と誤認し、全量又はその一部を保税地域から搬出し、海外に送り出した結果、搬出記帳がなかったもの。 ● 外国貨物を輸入許可済貨物と誤認し、国内に搬出し、記帳を怠ったもの。
2	収容能力の増減等の届出義務違反(工事届を含む)	9.0	● 蔵置場において外周フェンスの一部を撤去する工事について、「工事届」の提出を失念したもの。 ● 保税工場において、作業工程の一部を変更したにも関わらず、「工事届」を失念していたもの。
3	蔵置期間未承認延長	3.0	● 蔵置期間の2年を超えていたことに気付かず、蔵置期間の延長申請を怠っていたもの。
4	未承認保税運送	3.0	● 外国貨物(積戻予定貨物)を内国貨物と誤って保税運送承認を得ずに運送したもの。
5	保税地域外蔵置	2.0	● 保税部門職員が保税蔵置場に対する蔵置確認を実施したところ、外国貨物を保税地域以外の場所に蔵置していたことを発見したもの。
6	無許可見本一時持出	1.0	● 外国貨物である冷凍貨物の一部について、見本の一時持出許可を受けることなく、蔵置場から搬出したもの。
7	蔵入未承認蔵置	1.0	● 蔵入承認又は蔵入承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の指定を受けることなく、3ヶ月を超えて蔵置していたもの。
8	両罰規定該当(虚偽輸入申告)	1.0	● 通関業者A社が他法令の承認書を偽造し、輸入申告の上、許可を受けた事案について、A社が通告処分を受け、履行したことから、A社が許可を受けている保税地域が搬入停止となったもの。

15 非違と事故の割合 / 事故の内容(H26事務年度)

非違と事故の割合(%)	
非 違	79. 2
事 故	20. 8

NO	事故の態様	割合(%)	事故の内容
1	誤搬出	92. 4	○ 輸出しようとする貨物とはなっていない内国貨物を輸出許可済貨物と誤認し、全量又はその一部を保税地域から搬出し、海外に送り出した結果、搬出記帳がなかったもの。 ○ 輸出許可済貨物をバンニングする際に、誤って内国貨物も同じコンテナにバンニングし、海外に送り出したもの。
2	亡失(火災)	3. 8	○ 指定保税地域において、火災が発生し、蔵置されていた輸出許可済貨物である金属スクラップの一部が燃え、亡失したもの。
3	亡失	3. 8	○ ルーズ貨物の保税運送について、到着先の保税地域での搬入時に、運送承認数量と比較し、過少であったことから、運送中に亡失したものと判断されたもの。

16 処分の流れ



17 基本通達48-1(別表1-①)

非違の態様	基礎点数 10件以下	非違の態様	基礎点数 10件以下
1. 禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。	3	⑥ 搬入停止処分を受けている期間中において、外国貨物等を保税蔵置場に搬入すること(法第41条の2第1項、法第48条第1項(法第62条又は法第62条の7において準用する場合を含む。))等	3
① 他所蔵置の許可を受けることなく、保税地域以外の場所に外国貨物(特例輸出貨物を除く。)を置くこと(法第30条第1項)。		⑦ 許可を受けることなく、保税工場以外の場所で保税作業を行うこと(法第61条第1項(法第62条の15において準用する場合を含む。))。	
② 許可を受けることなく、保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出すこと(法第32条)。		⑧ 承認を受けることなく、保税展示場に外国貨物を入れること(法第62条の3第1項)。	
③ 保税地域においてできることとされている行為以外の行為を行うこと(法第37条第1項、法第40条第1項(法第49条において準用する場合を含む。))等		⑨ 保税展示場において、販売貨物等貨物の蔵置場所の制限に反して外国貨物を蔵置すること(法第62条の4第1項(法第62条の15において準用する場合を含む。))。	
④ 承認を受けることなく、置くことができる期間を超えて外国貨物を保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に置くこと(法第43条の2及び第43条の3第1項(法第61条の4及び第62条の15において準用する場合を含む。))等		⑩ 許可を受けることなく、保税展示場以外の場所で外国貨物を使用すること(法第62条の5(法第62条の15において準用する場合を含む。))	
⑤ 許可を受けることなく、外国貨物等についての見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為を行うこと(法第40条第2項(法第49条において準用する場合を含む。))。		⑪ 承認を受けることなく、外国貨物(特例輸出貨物を除く。)を運送すること(法第63条第1項、法第64条第1項)。	
		⑫ 上記のほか、法の規定により禁止されている行為を行い、又は行うべき行為を怠ること、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。	

18 基本通達48-1(別表1-②)

非違の態様	基礎点数 10件以下	非違の態様	基礎点数 10件以下
2. 税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。 ① 外国貨物を廃棄することにつき、税関への届出を怠ること(法第34条)。 ② 指定保税地域、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域において管理する外国貨物等に係る記帳を怠り、又は虚偽の記帳等を行うこと(法第34条の2、法第61条の3、法第62条の7において準用する場合を含む。))。 ③ 保税蔵置場の貨物の収容能力の増減又は改築、移転その他の工事を行うことにつき、税関への届出を怠ること(法第44条第1項(法第61条の4、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む)) ④ 保税蔵置場において外国貨物が亡失した場合に、税関への届出を怠ること(法第45条第3項(法第36条第1項、第41条の3、第61条の4、第62条の7、第62条の15において準用する場合を含む。))。 ⑤ 保税蔵置場の業務を休止し、又は廃止することにつき、税関長への届出を怠ること(法第46条(法第61条の4、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。))	2	⑥ 保税工場における保税作業の開始又は終了の際の税関への届出を怠ること(法第58条ただし書きに規程する場合を除く。)(法第58条) ⑦ 指定保税工場における製造に係る製造報告書の税関への提出を怠ること(法第61条の2第2項(法第62条の15において準用する場合を含む。))。 ⑧ 総合保税地域において販売され、又は消費される外国貨物を当該総合保税地域に入れることにつき、税関への届出を怠ること(法第62条の11)。 ⑨ 保税運送の発送及び到着の際に、当該運送に係る運送目録について税関への提示等を怠ること(法第63条第3項、第5項及び第6項)。 ⑩ 難破貨物等について、税関長の承認を受けて運送した場合において、当該承認を証する書類の到着地の税関への提出を怠ること(法第64条第3項、法第66条第2項)。 ⑪ その他、法の規定により、税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。	2

【適用】 ① 複数の非違が行われた場合は、違反した非違の規定毎に非違件数に応じた点数を算出することとする。ただし、一の非違が複数の規定に該当する場合は、最も基礎点数の高い非違のみがあったものとして算出する。

② 上記①の場合、非違件数が10件を超えるときは、その超える件数10件まで毎に右欄に掲げる基礎点数を加算する。

【留意】 表の左欄に掲げる非違は、保税地域における業務に関連する可能性の高い非違として、法第4章及び第5章から例示的に掲げたものであり、これ以外の非違であっても本表の適用の対象となり得る。

19 基本通達48-1(別表2)

加算点数表 ①

【適用】

一の処分を行う場合において、左欄に掲げる者が非違に関与していると認められる場合は、右欄に掲げる点数を加算する。この場合において、複数の者が左欄に該当しているときであっても、加算点数の最も高い1者に係る点数を加算する。

関与者	加算点数
A 被許可者(被許可者が法人である場合は、その役員)	30
B 代理人又は支配人その他の主要な従業者	10

加算点数表 ②

【適用】

一の処分を行う場合において、非違が左欄に掲げる期間内に行われた場合は右欄に掲げる点数を加算する。この場合において、複数の非違が行われたときは、処分の通知を行った日(以下「通知日」という。)以後、最初の非違が行われた日に全ての非違が行われたものとして算出する。

期間	加算点数
A 通知日以後、搬入停止処分期間末日まで	別表1により算出した点数の2倍に相当する数に10を加えた点数
B 通知日以後、同日から起算して1年を経過する日まで(Aの期間を除く。)	別表1により算出した点数の1.5倍に相当する数に10を加えた点数
C 通知日以後1年を経過した日から、通知日以後2年を経過する日まで	別表1により算出した点数の1倍に相当する数に10を加えた点数
D 通知日以後2年を経過した日から、通知日以後3年を経過する日まで	別表1により算出した点数の0.5倍に相当する数に10を加えた点数

加算点数表 ③

【適用】

一の処分を行う場合において、非違が左欄に掲げる期間内に行われた場合は、右欄に掲げる点数を加算する。この場合において、複数の非違が行われたときであっても、最初に行われた非違に係る点数を加算する。

期間	加算点数
A 処分を行わなかった非違が最後に行われた日(以下「最後の日」という)から1年を経過する日まで	10
B 最後の日から1年を経過した日から、最後の日から2年を経過する日まで	7
C 最後の日から2年を経過した日から、最後の日から3年を経過する日まで	5

20 基本通達48－1(別表3)

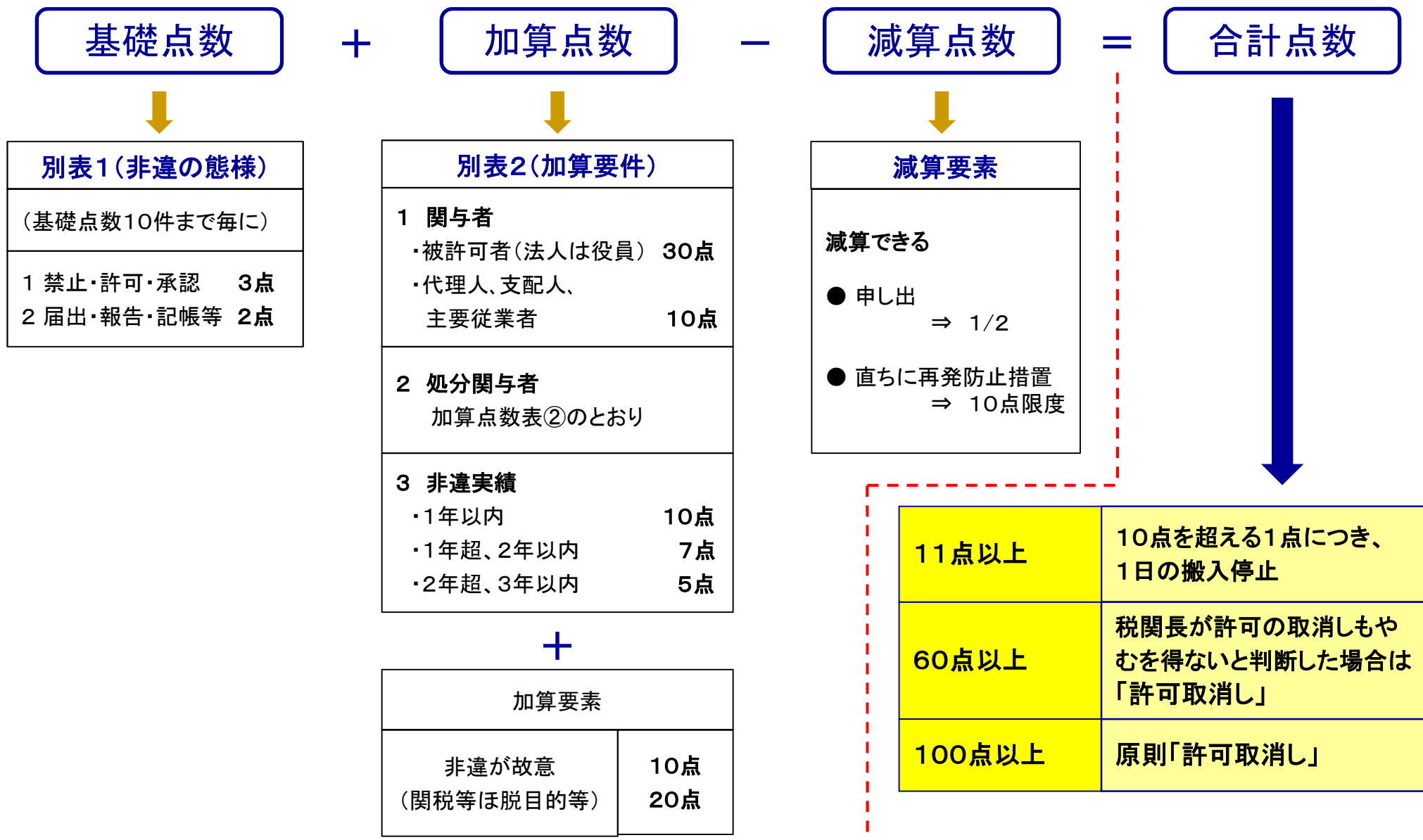
【適用】

一の処分に複数の者が含まれているときは、当該者毎にそれぞれ算出した点数を合算する。この場合において、当該者が複数の罰条に該当しているときは、最も点数の高い罰条の非違のみがあったものとして算出する。

罰 条	加算点数	
	法第43条第2号	法第43条第6号に係る 同条第2号
法第108条の4、法第109条、法第109条の2第1項から第4項	120	70
法第110条、法第111条第1項から第3項、法第112条第1項	110	60
第109条の2第5項	90	50
法第111条第4項、法第112条第3項、法第113条	64	40
法第112条の2、法第113条の2	36	28
法第114条、法第114条の2	16	8
法第115条、法第115条の2、法第115条の3	12	
法第116条、法第117条	処罰の根拠となった罰条の点数	

21 非違点数の算出方法(1号処分)

◆法第48条第1項第1号に該当する場合



22 非違点数の算出方法(2号処分)

◆法第43条第2号、第6号(第2号該当者に係るものに限る)に該当する場合

違反点数

+

加算点数

-

減算点数

=

合計点数

別表3	違反点数	
関税法罰条	被許可者	役員等
法第108条の4 法第109条 法第109条の2 (1項~4項)	120点	70点
法第110条 法第111条 (1項~3項) 法第112条1項	110点	60点

}

法第116条 法第117条	処罰の根拠となった 罰条の点数
------------------	--------------------

別表2(加算要件)	
加算点数表②を準用(過去3年)	
通知日以降	別表3違反点数
搬入停止処分 期間末日まで	×2 + 10点
1年以内	×1.5 + 10点
1年超2年以内	×1 + 10点
2年超3年以内	×0.5 + 10点

減算要素
減算できる
● 申し出 ⇒ 1/2
● 直ちに再発防止措置 ⇒ 10点限度

11点以上

10点を超える1点につき、
1日の搬入停止

60点以上

税関長が許可の取消しもや
むを得ないと判断した場合は
「許可取消し」

100点以上

原則「許可取消し」

23 具体的な点数の算出例(1号処分-①)

◆ 被許可者、役員及び従業者等が保税蔵置場の業務についてこの法律の規定に違反したとき

処分対象 → 違反(非違)があった蔵置場のみ

事例1)

A保税蔵置場は、すべて輸入貨物の通関場所として利用されており、保税台帳をNACCS管資料とし、毎週水曜日にNACCSデータを取得することとしていた。(輸出は全くなかったため、実質的には「輸入貨物搬出入データ」と「貨物取扱等一覧データ」しか取得していなかった)

今般、NACCS担当である記帳担当者が交代し、十分な引継ぎがなかったため、他社から依頼を受けた輸出貨物について、輸出許可を受けた後、搬出登録は的確に行ったが、輸出貨物に関するNACCS管理資料(輸出貨物搬出入データ)を取得していなかった。

本事案について、自社の内部監査で発覚し、税関保税部門へ申し出があり、発覚したもの。

(当該蔵置場では、9ヶ月前に行われた税関保税部門による業務検査で、見本の一時持出に係る持出日の登録がなかったことによる非違を指摘され、嚴重注意を受けていた事実がある)

- 基礎点数 : 2点(別表1の2⑪)
- 加算点数 : 10点(別表2加算点数表③)
- 減算点数 : 6点(申出:1/2減算)
- 合計点数 : 6点

引継ぎが不十分なことで非違に繋がる可能性がありますので、ご注意願います！



■ 合計点数が10点以下であるので、実質処分はありませんが、今後3年間に非違があった場合、点数が加算される状況になります。

【ポイント】

- 保税台帳をNACCS管理資料としている場合には、輸入・輸出・貨物取扱に係る3つのデータを取得することが基本です。
- 担当者の変更時には確実な引継ぎが重要ですので、貨物管理責任者も引継内容を確認していただければと思います。

24 具体的な点数の算出例(1号処分-②)

事例2)

B保税蔵置場は、主に中国来の冷凍冷蔵貨物を取り扱っており、CYから保税運送で蔵置場へ到着後、デバンのうえ、搬入している。

また、取扱量も多いため、保税台帳はNACCS管理資料としており、管理資料の取得漏れ防止に万全を期すため、**保税管理資料保存サービス**に加入し、5年間の管理資料の保存を可能としていた。

今般、税関による業務検査の結果、25件の荷主による内容点検に係るNACCS業務の登録(SH N)がされていなかったことが判明し、記帳義務違反と指摘された。

(通常の内容点検は通関業者が登録していたが、荷主による内容点検については、通関業者には連絡がなく、蔵置場の記帳担当者(NACCS業務担当者)も連絡がないなど、連絡体制が不十分であったことが原因。)

社内の連絡体制が不十分なことが原因ですので注意願います！

2点×3

- 基礎点数 : 6点(別表1の2⑪)
- 合計点数 : 6点

■ 合計点数が10点以下であるので、実質処分はありませんが、今後3年間に非違があった場合、点数が加算される状況になります。



【ポイント】

- NACCS業務は適時・的確な登録を行わないと、管理資料に反映されませんので注意しましょう。

25 具体的な点数の算出例(1号処分-③)

事例3)

C保税蔵置場(倉庫2棟及び野積場)では、台湾、香港及び中国から衣類や家具等の輸入貨物を取り扱っており、CYから保税運送で蔵置場へ到着後、デバンのうえ、搬入している。

本年5月下旬に、蔵置場1棟の一部に倉庫内の空調を高めるため、2週間程度の工事期間で大型の空調機を設置したが、貨物管理責任者は、「蔵置場の面積が変更されることはないため、貨物収容能力増減等届(工事届)を提出する必要はない」と判断し、税関への届出を行っていなかった。

本年8月に実施された税関による業務検査の際に、現場確認を行ったところ、上記の事実が判明し、工事届の未提出として非違となる旨の指摘を受けた。



- 基礎点数 : 2点(別表1の2③)
- 加算点数 : 10点(貨物管理責任者が関与)
- 合計点数 : 12点

■ 貨物管理責任者が関与しているため、10点の加算点数が付され、合計点数は10点を2点超過することとなるため、「**2日間の搬入停止**」となります。

届出が必要かどうかは税関で判断しますので、事前に相談願います。



【ポイント】

- 工事届の提出が必要かどうかは税関が判断しますので、事前に税関へ相談することが大事です。

26 具体的な点数の算出例(指定保税地域)①

◆ 指定保税地域の業務について、貨物管理者等が関税法の規定に違反した場合

処分対象



違反した貨物管理者が管理している同一指定保税地域のすべて

具体例)

D社は、F港の指定保税地域であるCY及び市営上屋3箇所において、外国貨物等の貨物管理を行っており、CYを含め貨物の取扱量が多いため、すべての指定保税地域の保税台帳をNACCS管理資料としている。

今般、内部監査人による内部監査を実施したところ、上記のCYにて輸出入許可のNACCS管理資料を80件、取得していないことが判明したことから、直ちに管轄税関の保税部門に申し出を行った。

なお、本件発覚の10ヶ月前に、同社が管理する市営上屋に対する保税業務検査の結果、見本の一時持出に係る持出日のNACCS登録を失念し、記帳義務違反として指摘を受けていた。

- 基礎点数 : 16点
- 加算点数 : 10点(別表2加算点数表③)
- 減算点数 : 13点(申出:1/2減算)
- 合計点数 : 13点

2点×8

3日間搬入停止！
F港が使えない！
どうしよう？？



■ 合計点数が10点を3点超えているため、3日の搬入停止となります。

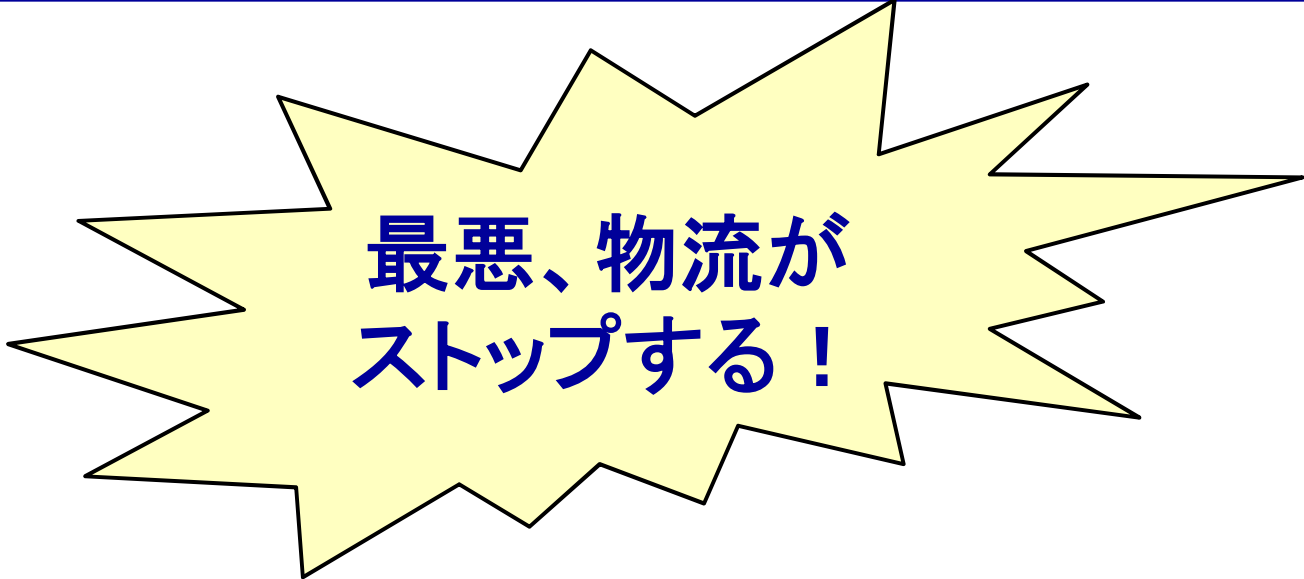
つづき

27 具体的な点数の算出例(指定保税地域)②

- ◆ 指定保税地域における搬入停止処分は、一つの指定保税地域で同一の貨物管理者(本事例ではD社)が管理している

CY、市営上屋等の指定保税地域のすべてが対象

となりますので注意願います！！



**最悪、物流が
ストップする！**

28 事前検討事例 ①

Z社は門司税関管内に3箇所(A、B、C)の保税蔵置場を有し、保税台帳はすべてNACCS管理資料とし、同管理資料の取得時期は3箇所とも毎週水曜日としている。

内部監査人は、保税業務(NACCSも熟知)の経験が長い、課長(D)が担当しており、平成27年6月11日(木)と12日(金)、A・B蔵置場に対する内部監査を実施し、CPの履行状況や管理資料の取得状況も確認し、指摘事項はなく、「貨物管理状況は良好」とする報告書を総合責任者及び税関へ提出していた。

A蔵置場は、平成7年8月に保税蔵置場の許可を受けた倉庫と野積場で、中国来の衣類及び木製品等をCYから保税運送で搬入し、通関場所として利用しており、輸出貨物はバン詰め後、CYへ運搬して通関している。

平成27年5月上旬、中古自動車の輸出通関場所としているB蔵置場の保税担当者からA蔵置場の保税担当者(E)へ「中古自動車の台数が多く、B蔵置場では蔵置するスペースがないため、20台をA蔵置場で通関してほしい」旨の要請があり、A蔵置場のEはこれを承諾した。

5月11日(月)、A蔵置場へ20台の中古自動車が搬入され、翌12日(火)、A蔵置場の搬入担当者(F)は、通関業者作成のECRと自動車のシッピングマーク等を対査し、異常なしとして記帳担当者(NACCS担当:G)へ報告。

報告を受けたGは、輸出に関するNACCS業務に慣れていなかったため、B蔵置場の記帳担当者にNACCSへの登録方法を確認し、概ね理解した上で、5月13日(水)にBICを行った。

当該自動車は、14日に輸出申告(1申告)され、同日輸出の許可を受け、その後、搬出担当者は輸出許可情報と対査確認のうえ、Gへ報告しないまま搬出したが、Gも輸入許可と同様と考えていたため、搬出登録を失念し、7月16日(木)に行われた税関支署の保税業務検査により、記帳義務違反と指摘された。

なお、B蔵置場では、平成26年12月、保税職員の巡回時に蔵置場外の場所で内容点検を行っていたところを発見され、関税法第30条違反(保税地域外蔵置)として指摘を受けている。

29 事前検討事例 ①(概要)

- ① Z社は保税蔵置場(3箇所:A、B、C)を有している。(保税台帳はすべてNACCS管理資料)
- ② A蔵置場は平成7年8月に蔵置場(倉庫・野積場)の許可を受けており、輸入は衣類及び木製品等、輸出は内貨でバン詰後、CYで通関している。
- ③ B蔵置場はA蔵置場に近い場所に所在しており、専ら中古自動車の輸出通関場所として利用している。(平成26年12月に保税地域外蔵置の非違が発生している)

内部監査人
(D課長)



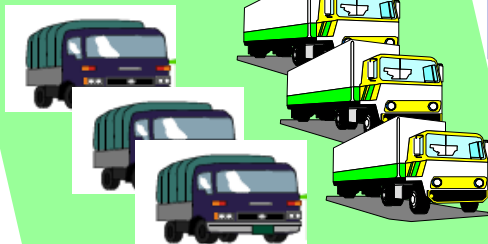
- ・平成27年6月11、12日 A・Bの蔵置場に対する内部監査実施
- ・「貨物管理状況は良好」とする報告書を総合責任者と税関へ提出

▼平成27年5月上旬 事案発生

【B蔵置場】



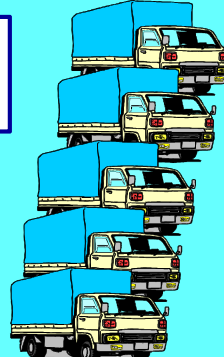
蔵置スペース
が足りない



【A蔵置場】



5/11
20台搬入



- 5/12 担当者FはECRと貨物の対査確認
Fは記帳担当者G(NACCS担当)に報告
- 5/13 Gは搬入登録(BIC)を行う
- 5/14 輸出申告、同日に輸出許可後、搬出担当者は輸出許可書と対査し、搬出したがGへの報告はしなかった。Gも輸入許可と同じと考えていたため、搬出登録(BOC)を失念
- 7/16 保税業務検査にて、上記貨物のNACCS管理資料がない事が判明し、記帳義務違反と指摘

30 事前検討事例 ②

Y社は門司税関管内に保税工場1箇所及び工場構外の保税蔵置場1箇所を有しており、当該蔵置場では、保税工場で製造された内貨製品を受け入れて、輸出通関場所として活用している。(蔵置場の保税台帳はマニュアル台帳)

同社では、保税工場で製造された保税製品は、保税工場内の製品倉庫で積戻申告し、積戻許可を受けてコンテナに詰めて搬出している。

平成27年4月14日、保税工場の保税担当者から、同社の物流子会社G(通関業者)の通関担当者Aを通じて、蔵置場の搬入担当者Bに「工場の製品倉庫が満庫になりそうなので、保税製品10トン(20袋:500KG/フレコンバッグ)を蔵置場で通関してほしい」旨を連絡した。

4月16日、通関担当者Aが書面による保税工場から蔵置場への保税運送申告を行い、同日10時に承認を受けた。

同日15時にトラックで保税製品が蔵置場に到着し、16時30分までに搬入作業を終了したが、蔵置場の搬入担当者Bは当日不在で、搬入作業を行った現場作業員はこれまでと同様に搬入した貨物は内貨製品と認識していた。

4月23日、通関担当者Aは他の業務に気を取られ、蔵置場へ運送された製品が保税製品であることを失念し、本来であれば、RCRを作成するところを、ECRを作成し、蔵置場の搬入担当者Bも保税製品であることに気づくことなく、通常どおり、ECRと貨物の対査確認を行い、異常がないことを記帳担当者(C)に報告した。

Cは保税製品であることを知らされていなかったため、通常どおり、4月23日にBICを行い、翌日24日に輸出許可を受けてコンテナに詰めて搬出したが、保税台帳には、搬入日を4月23日、搬出日を24日として記帳した。

平成27年6月17日(水)に行われた税関支署の保税業務検査により、記帳義務違反と指摘された。

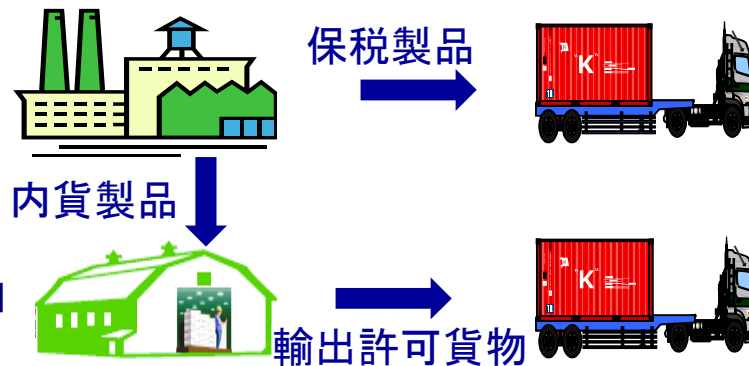
31 事前検討事例 ②(概要)

- ① Y社は、保税工場1箇所と蔵置場1箇所を有しており、当該蔵置場(保税台帳はマニュアル)は専ら保税工場で製造された内貨製品を受入れし、保管した後、輸出通関場所として利用している。
- ② 保税工場で製造された保税製品は保税工場内の製品倉庫で積戻申告、許可を受けてバンニング後、搬出している。

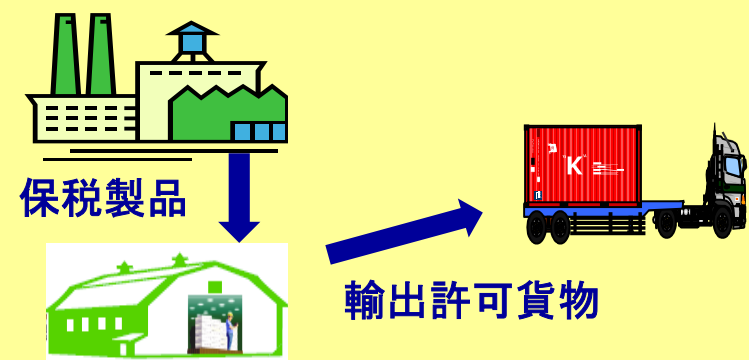
▼平成27年4月中旬 事案発生

- 4/14 保税工場担当者から、Y社の物流子G(通関業者)の通関担当Aを通じて、蔵置場搬入担当者Bに「倉庫が満庫となりそうなので保税製品10トン进行蔵置場で通関してほしい」旨の連絡を行った。
- 4/16 通関担当Aが保税運送申告を行い、同日10時に運送承認を受けた後、搬出した。
同日15時に蔵置場へ到着し、16時30分までに搬入終了。現場作業員は通常の内貨製品と認識していた。
- 4/23 通関担当Aは蔵置場に運送された貨物が保税製品であることを失念し、NACCSでECRを作成し、蔵置場搬入担当者Bも保税製品と気づかないまま当該ECRと貨物の対査確認を行い、記帳担当Cに報告し、Cは通常どおり、BICを行った。
- 4/24 輸出申告、輸出許可を受けてバン詰後、搬出(BOC)したが、保税台帳には搬入日を4/23、搬出日を4/24として記帳した。
- 6/17 保税業務検査にて搬入に係る記帳義務違反と指摘された。

【通常】



【本事案】



32 事前検討事例 ③

A社は、自社所有の鉄骨造平屋建の倉庫1棟(2,200㎡)について、平成24年7月に保税蔵置場の許可を受けて、主に雑貨や製材等の蔵置・輸入通関場所として利用している。

同蔵置場の保税担当者は、税関、関税協会主催の研修会及びMOU連絡会には必ず参加し、同研修会参加者を講師とした社内研修会も実施し、記録を作成のうえ、総合責任者まで報告している。

また、内部監査は、他社で15年の保税業務経験者を採用し、同者が内部監査人として年1回、CPの履行状況及び各種保税手続き等を確認しており、直近は平成27年6月に実施し、指摘事項はなく、「適正」との報告書を総合責任者及び税関へ提出している。

同社では本年2月以降、製材の取扱いが増加し、既存の蔵置場では対応しづらい状況となったことから、本年3月に社内会議を開き、安価なテント倉庫2棟を新設(1棟600㎡:合計1,200㎡)することを決定した。

新設のテント倉庫は、4月8日に着工し、5月20日に完工した。

同社は、6月1日から保税蔵置場として利用するため、5月22日に管轄の税関保税部門に「貨物収容能力増減等の届」を提出したが、届出を作成した者は上司(営業課長)から1棟のみ蔵置場とする旨の指示があったため、当該届出の内容は「変更しようとする延べ面積(増):600㎡」と記載していた。

届出のあった当日、保税部門において現場確認を行い、蔵置管理担当者に確認し、残りの1棟は外貨を置くことはないと回答があった。

平成27年7月15日、保税部門職員が蔵置確認を行ったところ、蔵置場ではない場所(棟)に外貨製材が置かれていたことを発見し、急遽、当該蔵置場に対する業務検査を実施した結果、6月1日以降、15件(ハウスBL)の外貨を同じ場所に蔵置していた事実が判明した。

33 事前検討事例 ③(概要)

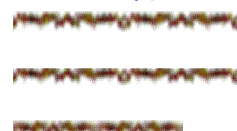
- ① A社は、自社所有倉庫1棟について、平成24年7月に保税蔵置場の許可を受け、雑貨や製材等の保管・通関場所として利用している。(保税担当者は研修会等には必ず参加し、社内で二次研修も実施している)
- ② 内部監査は他社の経験者を採用し、年1回、同者が監査人として実施しており、直近は、平成26年6月に実施し、「適正」との報告書を総合責任者及び税関へ提出している。
- ③ 同社では製材の取扱量が増加しているため、テント倉庫2棟を新設することとした。

▼平成27年4月8日着工 5月20日完工

保税蔵置場

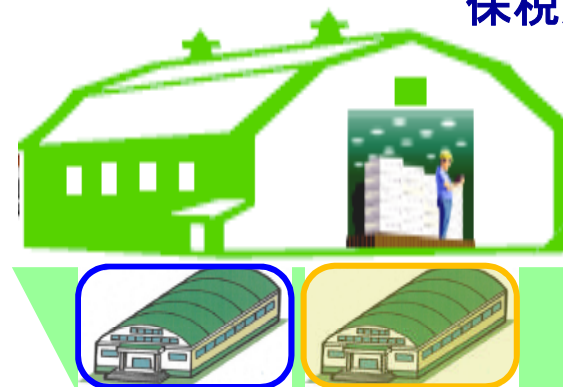


収容能力増減等の届



5/22 税関提出(新設1棟のみ届出)

保税蔵置場



届出した倉庫



外国貨物が蔵置されていた倉庫

34 事前検討事例 ①(検討内容)

- 原因及び問題点

- 非違の点数及び対応策

- ① 本事例に係る非違の合計点数は何点でしょうか。

- ② 再発防止策としては、どのようなことが考えられるでしょうか。

35 事前検討事例 ②(検討内容)

- 原因及び問題点

- 非違の点数及び対応策

- ① 本事例に係る非違の合計点数は何点でしょうか。

- ② 再発防止策としては、どのようなことが考えられるでしょうか。

36 事前検討事例 ③(検討内容)

- 原因及び問題点

- 非違の点数及び対応策

- ① 本事例に係る非違の合計点数は何点でしょうか。
- ② 再発防止策としては、どのようなことが考えられるでしょうか。

37 おわりに

● 人は間違いをします。保税業務も例外ではありません。

実際、「非違」のほとんどはヒューマンエラーです。

具体的には、担当者における

▼ 知識不足 ▼ 思込み ▼ 引継不十分 ▼ 連絡ミス・不足

がほとんどです。

つまり、**基本動作の不徹底**が最大の要因です。

- ① 貨物管理の「**かなめ**」である「貨物管理責任者」が、搬入・蔵置・搬出等の段階において、**適正かつ確実に関与**することが大事です。
- ② **充実した社内研修・教育を継続的**に行うことが有効だと思います。
- ③ **厳正な内部監査の実施**が重要だと思います。
- ④ **社内環境を如何に活性化(上下関係に関わらず、意見を言える)できるかがポイント**と思われます。是非、社内での検討をお願いします。

保税の基本動作

- ▼ 搬出入時の対査確認
- ▼ 蔵置確認（蔵置期間、区分蔵置・さし札）
- ▼ 確実・迅速な記帳（NACCSにおける各業務の登録）

最後になりますが

不明な点があれば、保税地域監督官部門へ
ご遠慮なく、気軽にご相談ください！

◆連絡先：050-3530-8387

ご清聴、ありがとうございました。